



栃木県立足利女子高等学校の 部活動に係る活動方針

教育目標等

【学校教育目標】

健康で、研究心に富み、情操豊かで、生活力旺盛な近代的女性を育成する。

＝育成する生徒像＝

豊かな教養と広い視野を持ち、リーダーとして活躍できる人材の育成を図り、
「知・徳・体」の調和がとれた、自立した生徒を育てる。

＝スローガン＝

「 つよい足女 ～Challenge Change Chance !～ 」

【学校教育目標と部活動との関連】

- ・生徒の主体性を育む部活動
- ・知性と品格を育む部活動
- ・心身の健康を保持増進する部活動

部活動の基本方針

目標

- 生徒が余暇を有効に活用して心身を鍛え、充実して学校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。
- 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の望ましい人間関係の構築を図る。
- より高みを目指すための学びの意欲を喚起し、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。
- 生徒の技能及び競技力の向上を図るとともに個性を伸ばし、生涯にわたり自分の選択した競技等を楽しむ意欲と態度を養う。
- 安全管理を徹底することで、生徒が日頃から安全に留意して活動に取り組む態度を養い、学校全体が、生徒にとって安心安全な部活動の運営に取り組む。

設置する 部活動

- 文化部
歴史研究、英語研究、文芸、演劇、美術、コミックイラスト、書道、写真、華道、茶道、家庭、生物、化学、合唱、管弦楽、軽音楽
- 運動部
バドミントン、卓球、ソフトテニス、テニス、ダンス、水泳、剣道、陸上競技、弓道、バスケットボール、ソフトボール、バレーボール

活動時間	○ 1日の活動時間については、本校の実情、競技種目、分野等の特性などに応じて適切に設置する。生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○ 原則として、平日の活動は16時25分から2時間程度として19時には完全下校とし、休業日の活動は8時から3時間程度とする。ただし、生徒が、入学者選抜を経て本校に入学し、本校の部活動での活動を自ら選択したことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じて、休業日の1日の活動時間については4時間程度とすることもできる。 ○ 定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間（最終日を除く）、年末年始及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加によりやむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。
休養日	○ 原則として、週当たり2日以上休養日を設ける。その際、できるだけ、週末（土曜日及び日曜日）の少なくとも1日を休養日とする。週末に、大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、生徒が、入学者選抜を経て本校に入学し、本校の部活動での活動を自ら選択したことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じて、学校の休養日については週当たり1日とすることもできる。その際も、できるだけ、週末のいずれか1日を休養日とする。 ○ 大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。 ○ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
大会参加	○ 各部が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮するとともに、保護者の経済的負担を考慮する。 ア 県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会 イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等
部活動の運営	(1) 生徒の健康・安全への配慮 ○ 部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○ 部活動顧問は生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○ 部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分・塩分補給や健康観察を適切に実施する。 (2) 体罰等の禁止

○ 部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰等を
厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものである
との認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(3) 保護者の理解と協力を得た活動

○ 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、
部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、1日の活動時間、活動内容等につ
いて、説明会を開く等の方法で、保護者に周知する。

※コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組み については別に定める